

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

改正案	現行
<p>(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)</p> <p>第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第一項の国際統一基準持株会社のうち、第一号の額を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる国際統一基準持株会社として金融庁長官が指定するものに係る同項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額</p> <p>イ オン・バランス資産の額（連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びにロ及びハに掲げる事項の額を控除した額をいう。）</p> <p>ロ デリバティブ取引等（持株自己資本比率告示第五十七条第一</p>	<p>(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)</p> <p>第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第一項の国際統一基準持株会社のうち、第一号の額を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる国際統一基準持株会社として金融庁長官が指定するものに係る同項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額</p> <p>イ 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する再構築コストの額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）</p> <p>ロ レポ形式の取引に係るグロスの資産残高及び貸出資産と借入</p>

項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下この号において同じ。) に関する額(デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額(デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。)及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。)

ハ レポ取引等に関する額(レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額をいう。)

ニ オフ・バランス取引(デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。)に関する額(取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。)

二 (略)

三 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 金融機関等からの預金及び借入金^イの額並びにコミットメントの未引出額

資産との評価差額

ハ 資産の額(イ及びロに掲げるもの、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額並びにその他Tier1資本に係る調整項目の額を除く。)

ニ オフ・バランス取引(派生商品取引及び長期決済期間取引並びにレポ形式の取引を除く。)の与信相当額

二 (略)

三 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 金融機関等からの預金の額及びコミットメントの未引出額

6
・
7
(略)

四
ノ
十二
(略)

口
・
八
(略)

6
・
7
(略)

四
ノ
十二
(略)

口
・
八
(略)